岩手県食の総合ポータルサイト広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩手県が管理する食の総合ポータルサイトへの広告掲載を適正に行うため、岩手県食の総合ポータルサイト広告掲載要領(以下「要領」という。)に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び数量等)

第2条 要領第4条の規定による広告の規格及び数量等は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦 55 ピクセル×横 160 ピクセル

形式 GIF (アニメ不可)、JPEG

データ容量 8KB以下

広告の掲載位置 岩手県食の総合ポータルサイトトップページ右及びサイト内各ページの右又は中 央上段の掲載場所の一部

(URL http://www.iwate-syokuzaiclub.com/)

広告の枠数 6枠

(広告の禁止表現)

- 第3条 要領第7条第1号の規定による広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。
 - (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
 - (3) 実際には機能しないもの
 - 例)入力できるかのように見えるテキストボックス、下に選択肢があるかのように見えるプル ダウンメニュー等
 - (4) 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの 例)「職員採用情報」、「災害情報」等の表現、岩手県章の使用等
 - (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告の制限事項)

第4条 要領第7条第2号の規定による広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると県が認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めないものとする。

(広告掲載料)

第5条 要領第9条第1項の規定による広告掲載料は、1枠当たり月額3,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

附 則

この基準は、平成20年8月11日から施行する。